

写

老発0526第1号  
平成23年5月26日

青森県知事、岩手県知事、宮城県知事、秋田県知事、山形県知事  
福島県知事、茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事、埼玉県知事  
千葉県知事、東京都知事、神奈川県知事、新潟県知事、山梨県知事  
長野県知事、静岡県知事、青森市長、盛岡市長、仙台市長、秋田市長  
郡山市長、いわき市長、宇都宮市長、前橋市長、高崎市長、さいたま市長  
川越市長、千葉市長、船橋市長、柏市長、横浜市長、川崎市長  
相模原市長、横須賀市長、新潟市長、静岡市長、浜松市長

殿

厚生労働省老健局長

#### 介護施設等復旧支援事業費等国庫補助の協議について

介護施設等復旧支援事業費等補助金の国庫補助については、「平成23年度介護施設等復旧支援事業費等補助金の国庫補助について」（平成23年5月26日厚生労働事務次官通知）の別紙「平成23年度介護施設等復旧支援事業費等国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により実施しているところであるが、今般、東日本大震災により被災した介護サービス等事業者の復旧支援及び非常用自家発電装置の計画的設置を円滑に実施するため、別紙1「介護事業所・施設等復旧支援事業費事務取扱要領」及び別紙2「介護施設等自家発電装置整備事業費事務取扱要領」を定めたので、了知の上、管内市町村及び民間事業者等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

## 介護施設等自家発電装置整備事業費事務取扱要領

### 1 協議の対象事業

協議の対象となる事業は、交付要綱の4の(2)の「介護施設等自家発電装置整備事業」(以下「本事業」という。)とする。

### 2 本事業の交付申請対象自治体について

本事業の交付申請を行うことができる自治体については、交付要綱3の(5)に規定する被災地方公共団体としているが、具体的には次の表のとおりである。

県	指定都市・中核市
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県	青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、さいたま市、川崎市、千葉市、船橋市、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、新潟市、静岡市、浜松市

### 3 自家発電装置整備対象施設等の確認について

交付要綱の3の(6)の自家発電装置整備対象施設等(以下「自家発電装置整備対象施設等」という。)の確認については、必ずしも、現地調査や実地確認を要しないが、現地調査等を行わない場合であっても、施設が被災している場合の当該施設の事業実施状況、人工呼吸器等の機器を必要とする者の入所状況、既存の自家発電装置を含む非常用電源の保有状況等について、整備の必要性の把握に努めること。

### 4 本事業における「非常用自家発電装置の整備」について

本事業の補助対象経費については、交付要綱4の(2)において、「非常用自家発電装置の整備に要する経費」としているが、「非常用自家発電装置の整備」の考え方については次のとおりであるので、管内民間事業者等への情報提供の際、特に留意されたいこと。

- (1) 本事業は計画停電等の際、人工呼吸器等の機器の稼働に必要な電力を確保することを想定しており、施設における通常電力の消費量を減らすことを目的として自家発電装置を設置することは、本事業にいう「非常用」とは考えられないこと。
- (2) 原則として、本事業において整備する自家発電装置により得られる電力は、人工呼吸器等の機器の稼働に必要十分な量とすること。しかしながら、必要十分な発電量を

満たした上で余剰電力が生じた場合においては、人工呼吸器等以外の機器の稼働に用いることを必ずしも妨げるものではない。ただし、その場合においても、「非常用」とは考えられない不要不急の機器の稼働等、事業外目的の使用とならないよう留意すること。

- (3) なお、計画停電等の際、当該施設が所在する近隣の事業所等において自家発電装置が未整備又は故障している等の理由から、緊急上の必要に応じそれらの事業所等に対し電力供給を行う場合にあっては、本事業の趣旨に照らし差し支えないこと。

## 5 対象経費の実支出額について

本事業の対象経費については交付要綱の5の(2)及び6の(2)に定めているところであるが、次の点にも留意すること。

- (1) 対象経費の実支出額については、法人等の補助事業者単位で計算を行うこと。
- (2) 実支出額については、平成23年3月11日以降の支出額を計上して差し支えないこと。
- (3) 本通知の3による確認事項を踏まえ、適切な経費を計上すること。
- (4) 原則として、本事業は介護施設等の電力確保を基本としており、本通知の3により把握した整備の必要性を勘案するとともに、交付要綱の5の(2)の趣旨を踏まえ、適切な経費を計上すること。なお、自家発電装置の購入については、人工呼吸器等の稼働に必要な電力確保が可能なものであれば、必ずしも同型同種のものを購入する必要はないこと。ただし、電源車及び車両のバッテリーの購入については、その用途が事業の趣旨に沿ったものであっても、本事業にいう「自家発電装置」とは認められないので、留意すること。

## 6 協議書類について

本事業の交付申請については、交付要綱の8により、別に定める期日までに厚生労働大臣あて提出して行うものとしているが、事業の円滑な実施を図るため、次に定める期限までに厚生労働省老健局老人保健課長あて、次に定める協議書を事前に送付すること。なお、この協議に基づく内示については、平成23年8月末日までに、厚生労働省老健局老人保健課長より行うこととしていること。また、当該協議内容に変更があった際は、厚生労働省老健局老人保健課に適宜連絡を行うこと。

### (1) 提出期限

第一次期限 平成23年6月30日(木) 必着

第二次期限 平成23年7月29日(金) 必着

### (2) 協議書類

ア 別添1 介護施設等自家発電装置整備事業所要見込額内訳書

イ 別添2 介護施設等自家発電装置整備事業計画書

### 介護施設等自家発電装置整備事業 所要見込額内訳書

(都道府県・指定都市・中核市名)

(単位:円)

No.	設置主体名 (都道府県・市町村 ・民間事業者等)	総事業費 A	寄付金その他 の収入額 B	差引額 C(A-B)	対象経費 実支出予定額 D	基準額 E	国庫補助 基本額 F	地方公共団体 補助額 G	国庫補助 所要額 H
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
合 計									

(注1)E欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。

(注2)F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も低い額を選定し、1/2を乗じて得た額を記入すること。

(注3)H欄には、F欄とG欄を比較して少ない方の額を記入すること。

(注4)本表に記載できない場合は、適宜行を追加すること。

(別紙2関係)別添2-①

### 介護施設等自家発電装置整備事業 事業計画書(総括表)

都道府県・指定都市・中核市名	
----------------	--

○ 介護施設等自家発電装置整備事業

概要	
----	--

事業種別	箇所数
介護老人保健施設	
養護老人ホーム	
特別養護老人ホーム	
軽費老人ホーム	
その他	

対象経費区分	対象経費の支出予定額 (円)	積算内訳 (必要に応じ資料を添付すること)	備考
		別添2-②のとおり	

※ 設置主体ごとに別添2-②を作成し添付すること。

介護施設等自家発電装置整備事業 事業計画書(個票)

設置主体名	
-------	--

介護施設等自家発電装置整備事業

事業種別	箇所数
介護老人保健施設	
養護老人ホーム	
特別養護老人ホーム	
軽費老人ホーム	
その他	

対象経費区分	対象経費の支出予定額 (円)	積算内訳 (必要に応じ資料を添付すること)	備考

※1 設置主体ごとに作成した別添2-②の事業箇所数及び対象経費の合計が、別添2-①と一致すること。

※2 平成23年3月11日から平成23年3月31日までに支出した経費がある場合には、備考欄にその旨を記載するとともに、積算内訳において明確に区分すること。